

相  
密  
附

昭和八年十月十四日立案

主筆 書記官

書記官長 書記官

農林省官制中改正ノ件  
審査報告

謹テ今回御諮詢ノ農林省官制中改正ノ件ヲ審

査スルニ現行ノ農林省官制及昭和七年勅令第

九十五號(臨時農林省ニ米穀部ヲ設置スルノ件)

農林大臣ハ

ノ規定ニ依リ於テハ米穀法ノ施行ニ關スル事務ハ

農林大臣ノ管理ニ屬シ(農林省官制 第一條) 有由ノ米穀部

ヲシテ之ヲ掌事ラシメ

ムル地ニ

昭和七年勅令 第九十五號 第一條 且 農林大臣カ必要ト認メテ設ケタ

ル地方ノ米穀事務所ヲシテ之ヲ掌理セシム

コトヲ得トアリ然ルニ

米或ル米 (農林省官制 第七條) 右米穀法ハ近時ニ於ケル情勢

市

ニ照シ米穀ノ數量及價格調節ノ目的ヲ達スル

ニ不充分ト爲リルニ由リ更ニ有力ナル米穀

統制ヲ圖ル為令由新案ヲ立案セラレタル米穀統

制法ハ既ニ帝國議會ノ協賛ヲ經裁可公布セラ

第六十四

第六十四

村  
谷  
氏

レ近ク其ノ實施ヲ見ルト同時ニ現行ノ米穀法

ハ廢止セラレムトスルニ由リ本院ニ御諮詢

十キ別案ノ米穀部ノ設置ニ關スル前記昭和七

年勅令第九十五號ノ改正ト相並テ茲ニ本案ヲ

以テ農林省官制中ニ改正ヲ加ヘ農林大臣ノ職

權事項及米穀事務所ノ分掌事項ヲ規定セル條

項中「米穀法施行ニ關スル事務」トアルヲ「米穀統

制ニ關スル事務」ト為サントスルモノナリ(條第一及

第七條)

按スルニ本案ハ米穀統制法ノ實施ニ付必要ナ

部  
官  
院

ル改正ヲ農林省官制中ニ加ヘムトスルモノニシ  
テ別ニ支障ノ虞ナキニ由リ此ノ儘之ヲ可決セ  
ラレ然ルヘシト思料ス

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

昭和八年十月十四日

書記官長

議長宛

柳田泉  
齋藤  
阿部

昭和八年十二月十六日

委員長 富井顧問官 爲

委員 櫻井顧問官 爲 荒井顧問官 爲

兼田顧問官 爲 水町顧問官 爲

原顧問官 爲 窪田顧問官 爲

秘

第十五回國際勞働總會ニ於テ採擇セラレタル  
條約案ニ對スル處理案外一件審査報告

二三

編 審 完